

議案第 9 5 号

渋川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 2 4 日提出

渋川市長 星 名 建 市

渋川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

渋川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年渋川市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 市長又は教育委員会は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第 1 中 5 の項を 6 の項とし、4 の項の次に次のように加える。

5 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第 2 の 3 の部障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるものの款に次のように加える。

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第２の４の部「渋川市福祉医療費の支給に関する条例による福祉医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの」の款に次のように加える。

住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律等に基づき標準準拠システムを使用することに伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
 情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																												
（個人番号の利用範囲） 第 4 条 （略） 2・3 （略） <u>4 市長又は教育委員会は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。</u> <u>5</u> （略） 別表第 1（第 4 条関係） <table><tr><th>機関</th><th>事務</th></tr><tr><td>1 市長</td><td>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>4 市長</td><td>渋川市福祉医療費の支給に関する条例（平成 1 8 年渋川市条例第 1 4 5 号）による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td><u>5 市長</u></td><td><u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u></td></tr><tr><td><u>6 教育委員会</u></td><td><u>就学援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの</u></td></tr></table> 別表第 2（第 4 条関係） <table><tr><th>機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr></table>	機関	事務	1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	（略）		4 市長	渋川市福祉医療費の支給に関する条例（平成 1 8 年渋川市条例第 1 4 5 号）による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<u>5 市長</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>6 教育委員会</u>	<u>就学援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの</u>	機関	事務	特定個人情報	（個人番号の利用範囲） 第 4 条 （略） 2・3 （略） <u>4</u> （略） 別表第 1（第 4 条関係） <table><tr><th>機関</th><th>事務</th></tr><tr><td>1 市長</td><td>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>4 市長</td><td>渋川市福祉医療費の支給に関する条例（平成 1 8 年渋川市条例第 1 4 5 号）による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td><u>5 教育委員会</u></td><td><u>就学援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの</u></td></tr></table> 別表第 2（第 4 条関係） <table><tr><th>機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr></table>	機関	事務	1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	（略）		4 市長	渋川市福祉医療費の支給に関する条例（平成 1 8 年渋川市条例第 1 4 5 号）による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<u>5 教育委員会</u>	<u>就学援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの</u>	機関	事務	特定個人情報
機関	事務																												
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの																												
（略）																													
4 市長	渋川市福祉医療費の支給に関する条例（平成 1 8 年渋川市条例第 1 4 5 号）による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの																												
<u>5 市長</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>																												
<u>6 教育委員会</u>	<u>就学援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの</u>																												
機関	事務	特定個人情報																											
機関	事務																												
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの																												
（略）																													
4 市長	渋川市福祉医療費の支給に関する条例（平成 1 8 年渋川市条例第 1 4 5 号）による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの																												
<u>5 教育委員会</u>	<u>就学援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの</u>																												
機関	事務	特定個人情報																											

1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和 3 6 年法律第 2 3 8 号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 6 0 年法律第 3 4 号）附則第 9 7 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で

1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和 3 6 年法律第 2 3 8 号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 6 0 年法律第 3 4 号）附則第 9 7 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で

	定めるもの
	児童手当法（昭和 4 6 年法律第 7 3 号）による児童手当の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第 2 7 条第 1 項第 3 号の措置をいう。）に関する情報又は身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
(略)	

	定めるもの
	児童手当法（昭和 4 6 年法律第 7 3 号）による児童手当の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第 2 7 条第 1 項第 3 号の措置をいう。）に関する情報又は身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
(略)	

3	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
		4 市長	渋川市福祉医療費の支給に関する条例による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 13 条各号に規定する事項であって規則で定めるもの 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）

3	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの
		4 市長	渋川市福祉医療費の支給に関する条例による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 13 条各号に規定する事項であって規則で定めるもの 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）による障害基礎年金の支給に関する情報で

	による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの		あつて規則で定めるもの
	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの		(略)
	(略)		